

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第903号
告示年月日	平成29年10月6日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-自-0436
箇所名	上二間堀の3
所在地	東松島市小松字上二間堀
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図 (S=1:25,000)



位置図 (S=1:200,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1408号)

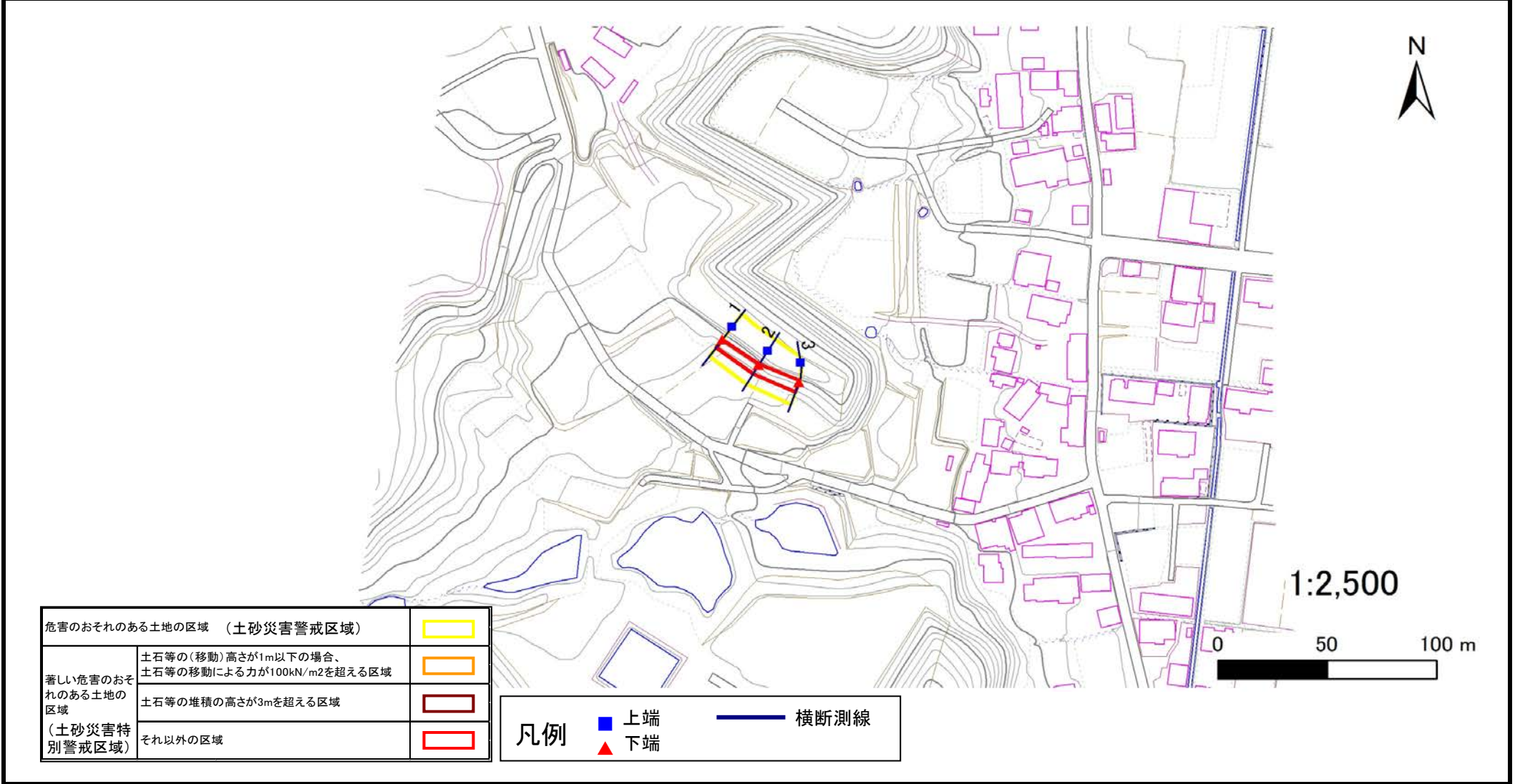
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第903号
告示年月日	平成29年10月6日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成28年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0436	箇所名	上二間堀の3	所在地	東松島市小松字上二間堀
---------	------	----------	-----	--------	-----	-------------



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m2を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第903号
告示年月日	平成29年10月6日

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0436	箇所名	上二間堀の3	所在地	東松島市小松字上二間堀
---------	------	----------	-----	--------	-----	-------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域			100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域		100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域	100kN/m ² を超える区域
1 ~ 2	-	-	61.8	1.0	-	-	8.2	1.7	~								
2 ~ 3	-	-	61.8	1.0	-	-	8.2	1.7	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								